

# 沖繩靖國判決から政教分離と 昭和憲法を考える



徳 永 信 一  
(弁護士)

平成二十二年十月、那覇地方裁判所で争われていた靖國訴訟の判決が下された。沖繩在住の戦没者の遺族五人が、靖國神社と国を被告として起こした民事訴訟である。小泉元首相の靖國神社参拝の差し止めを求めて提訴した裁判に敗訴した遺族たちの一部が、今度は彼らの同意なく戦没者を英霊として合祀したことが彼らの人格権を侵害しているとして、合祀のもととなった霊簿からの氏名の抹消と慰謝料を求めて提訴した裁判である。同様の裁判は、大阪地方裁判所にも起こされ、既に原告側の一審敗訴が決まり、現在、大阪高裁での審理を終え、判決を待っている状態である。本稿が掲載されるころには結果は明らかになっているはずである。靖國神社の応援のため毎回法廷に詰めかけてこられた多数の支援者の方々と共に裁判を見守ってきた筆者としては、靖國神社の弁護に立たれた竹野下喜彦弁護士との奮戦と弁論が原告側を圧倒していたことを拝見し、神社側の完全勝訴を安んじて待つていられる心境だが、その理由を、沖繩訴訟の判決を引き合いにしながら紹介したいと思う。併せて、この裁判全体を通じて改めて考えさせられた政教分離原則の在り方と靖國神社が果している現在の意義について述べて置きたい。

平成二十二年に沖繩と大阪において相次いで起こされた今回の靖國訴訟の最大の特徴は、靖國神社が所有・管理する霊簿から原告らの家族であった戦没者の氏名の抹消を求めるというところにあつた。実は、もともと原告らが求めていたのは、戦没者の合祀そのものの取消しだった。しかし、一旦神社が祭神としてお祀りしたものを取り消すということは神社の教義にも過去の事例にもなく、合祀の取消しとは具体的に何を求めているのか不明であつた。そもそも、英霊の合祀という神社の祭礼は、宗教的次元のことである。宗教的次元の事柄については、世俗の法律問題を扱う裁判には馴染まないことであつてその審理の対象とならない。この道理は、かつて創価学会の宗教的教義と祭礼のあり方が問われた板マンダラ事件においても明確にされてきた。すなわち、宗教的教義の当否や祭礼の適否について裁判所が審理することは、国家権力による宗教への直接的な介入となり、これを禁じる政教分離原則に違反する。その指摘を受けて慌てた原告らは、合祀の取消しそのものではなく、合祀のもととなった霊簿からの氏名の抹消という事務的行為を求めるといふ論法を考えついたわけだが、いかにも苦し紛れの理屈であつた。

更に、この裁判は、政教分離原則の根本においてもっと大きな矛盾を抱えている。最高裁は、憲法の政教分離原則につき、「信仰の自由を保護することを目的とする制度的保障」であることを再三に渡って確認している。政教分離は、複数の異なる宗教の平和的共存を保障するための制度なのである。ところが、原告らの主張は、個々人の信仰に關する追悼の自由(自らの心情や信条に基づいて何人かを追慕する自由)なるものを大本に据えながら、他方で、靖國神社の祭礼の自由や靖國神社を尊崇する多くの国民の信仰の自由を全く顧みないものだった。そのことは、靖國神社が戦没者を「英霊」として祀り、その慰霊と顕彰を行うにあつて、遺族の同意を得ずして勝手に許されているのは、違法であつて許されないという原告らの主張に端的に表れていた。特定の遺族が追悼を独占するのを認めろというのである。筆者が、この裁判に対し、原告らの独善と傲慢を感じるのはここにある。那覇地裁の判決は、信仰の対象を選択する自由は、信教の自由の根幹であることを明らかにし、同じ問題が争われた山口県殉職自衛官合祀取消訴訟(それは靖國神社ではなく

# や す く に

分離開則は、西歐的な近代国家の公準であり、民主主義と人権保障の大前提であるかのよう捉えられてきた。そこでは、政教分離原則とは、宗教の多元的共存を図るものではなく、総じて宗教を不合理なものとして、政治と公の世界から徹底的に排除すべきだという思想と結びつけて語られてきた。いまでもなく、その思想は、人間理性を絶対視し、宗教を精神の阿片だとする唯物論イデオロギーであり、階級闘争史観を客観的歴史法則とするマルクス主義である。そして靖國訴訟における原告らが主張している政教分離原則の解は、まさにこの文脈の延長上にあると言つてよい。

もともと政教分離は、自らの絶対を主張するキリスト教世界において、「カエサル」のものはカエサルに、「キリスト」のものはキリストに「の例えが示すように」と俗を分離するという思想があり、それが、旧教(カトリック)と新教(プロテスタント)の血みどろの闘争の歴史を踏まえ、宗教的権威であるローマ法王と世俗世界の権力を握る王という二重権力の棲み分けを図る政教分離となつた。カトリック圏ではスペインやイタリアのようにローマ法王と宗教協約を結び、相互関係を調整したり、ドイツの国教は禁止しつつも、教育や文化的領域における協力関係を積極的に認めている。新教国であるイギリスや北欧では、現在でもプロテスタント諸派を国教とし、立憲君主が宗教的権威を保持している。国教のあつた彼らの国でも「政教分離」が達成されているというのには、宗教的「寛容」による信仰の自由が保障されているからである。アメリカ憲法は国教樹立の禁止を定めるが、それは各州がそれぞれに公定宗教を定めることを禁止するものではなく、このことを重くみて、憲法の要請は、宗教との関わり方の禁止ではなく、特定の宗派からの中立であり、伝統的な宗教状況への介入・干渉が禁止されているのだという解釈が有力になつている。これは、公領域からの宗教の排除は、結局、無神論イデオロギーを支援し、その蔓延と伝統破壊を招くことになるといふ反省に基づいている。

我が国の歴史を振り返ると、天皇は平安後期、遅くとも鎌倉時代には世俗的権力から分離され、伝統に基づく宗教的権威となつて存在してきた。西歐的な意味における政教分離は、天皇の歴史そのものが達成してきたということができる。そしてその天皇が、古来の神道の権威者としての地位を保持しながら、当時の世界公準であつた仏教の守護者となつて「寛容」の精神に基づき多重信仰という我が国独自の宗教状況を育んできたのである。明治憲法体制下においても神道はあくまでも宗教(死生観・世界観の教義)でなく共同体の祭祀であるという論法をとり、国家神道の布教を禁じることで政教分離の建前を守つてきたのである。

昭和憲法は、厳格な政教分離原則を定めたが、他方に宗教的文化的権威としての天皇を国民統合の象徴として認めることからすれば、憲法上の政教分離とは、決して公的領域からの宗教性の排除を求めているものではないと解釈することができるとである。かかる解釈は、戦前と戦後の日本が、国民主権の採用によって完全に切斷されたか、天皇を抱く「国体」が連続してあるとみるか、にかかると筆者は考えている。ポツダム宣言の受諾は

終戦の詔にあるように「国体護持」が条件であつた。昭和憲法の制定も「天皇を憧憬の中心とする国体は毫も変わらない」とした政府答弁に基づいてなされてきた。歴史は日本が「国体」の同一性を保つてきたことを示している。その切斷をいうのは、昭和憲法が定める国民主権に階級闘争的視点を打ち込んだ戦後の憲法学者であつた。彼らは昭和憲法の「天皇」も憲法によって新しく創設されたものであり、明治憲法の「天皇」とは異なるという説を唱えてきた。しかし、大嘗祭の政教分離違反が争われた大分大嘗祭訴訟においてそれが天皇即位に關する伝統的皇室行事であることを理由に請求を棄却した平成十四年の最高裁判決において、天皇の連続性と同一性が確認されている。天皇は、歴史的にも途絶えることなく連綿と現在まで継続しているのである。その天皇と国民主権を同時に規定している憲法第一条は、日本の将来を決定する重大で未解決の解釈問題を抱えている。このことは別稿で明らかにするつもりだ。

さて、件の沖繩靖國訴訟では、終戦後、国が靖國神社